

(別紙)

第1号様式 (第3条関係)

平成23年8月1日

資産等報告書

落合 克宏

1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
平塚市田村3丁目1762-2	545.00 m ²	15,149,365円	相続
平塚市田村3丁目1865	228.00 m ²	17,134円	相続
平塚市田村3丁目1868	714.00 m ²	83,929円	相続
平塚市田村4丁目299-1	98.00 m ²	7,095円	相続
平塚市田村4丁目299-3	96.00 m ²	6,951円	相続
平塚市田村6丁目52-2	263.00 m ²	21,423円	相続
平塚市田村6丁目53-1	369.00 m ²	18,665,439円	相続
平塚市田村6丁目53-4	284.00 m ²	23,134円	相続
平塚市田村6丁目64	307.00 m ²	26,952円	相続
平塚市田村6丁目65-2	347.00 m ²	30,464円	相続
平塚市田村6丁目66	33.00 m ²	0円	相続
平塚市田村6丁目67-1	1683.07 m ²	36,283,540円	相続
平塚市田村6丁目69-2	172.00 m ²	1,857,920円	相続
平塚市田村6丁目70-1	1345.00 m ²	15,676,602円	相続
平塚市田村3丁目1864	1223.00 m ²	143,762円	相続・1/4
平塚市田村6丁目69-6	2.60 m ²	0円	相続・4/5

(注) 1 信託している土地を含みます。ただし、自己が帰属権利者であるものに限りません。

2 共有の場合には、摘要の欄にその持分を記入してください。

3 相続により取得した場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
該当なし		

(注) 1 共有の場合には、摘要の欄にその持分を記入してください。

2 相続により取得した場合には、摘要の欄にその旨を記入してください。

3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
平塚市田村4丁目137-1	395.62 m ²	21,465,996円	相続
平塚市田村6丁目67-1	302.04 m ²	6,110,678円	相続
平塚市田村6丁目67-1	3.30 m ²	1,538円	相続
平塚市田村6丁目67-1	29.75 m ²	16,369円	相続
平塚市田村6丁目67-1	34.97 m ²	10,759円	相続
平塚市田村6丁目67-1	138.84 m ²	721,794円	相続

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入してください。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	3,168,295円
--------------	-------------------

(注) 当座預金及び普通預金を除いてください。

(2) 貯金

貯金の総額	33,950,665円
--------------	--------------------

(注) 普通貯金を除いてください。

5 有価証券

(1) 株券以外の有価証券

種類	額面金額の総額
その他	2,784,866円

(注) 種類の欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入してください。

(2) 株券

種類	銘柄	株数
株	第一工業製薬	1,000株
	フェローテック	200株
	日神不動産	300株
	マルハニチロホールディングス	1,000株
	住友化学	1,000株
券	TOWA	300株
	蛇の目ミシン工業	1,000株
	パイオニア	200株

種 類	銘 柄	株 数
株	八千代工業	100株
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,000株
	新日本建物	500株
	ヒューテックノオリン	300株
	神奈川中央交通	11,700株
券	いであ	500株
	ビケンテクノ	500株
	日鐵商事	1,000株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量
普通自動車	1台

(注)種類の欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入してください。

(2) 船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入してください。

(3) 航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入してください。

(4) 美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注)種類の欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入してください。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称
該当なし

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	該当なし
--------	------

9 借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

借入金の総額	7,380,447円
--------	------------